

答申第 1 3 号の概要

1 件名

民生委員に関する記録についての個人情報開示請求に係る請求却下処分に対する異議申立て

2 争点

「私（民生委員）について話された記録」は条例第35条第3項の「市の職員の服務に関する個人情報」に該当するか否か

3 審議会の判断

(1) 条例第 35 条第 3 項の規定について

条例第 35 条第 3 項には、「第 6 条、第 11 条第 1 項及び第 12 条（審議会に係る部分に限る。）並びに第 2 章第 2 節及び第 3 節の規定は、市の職員又は職員であった者の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報については、適用しない。」と規定され、「市の職員の人事、給与、服務、福利厚生等に関する個人情報」（以下「市の職員の服務等に関する個人情報」という。）について職員に請求権が付与されていないことが認められる。

「個人情報保護制度の手引き」では、「この条例は、本来市民等の権利利益を保護することを目的とするものであり、市の職員の人事、給与、服務、福利厚生等に関する個人情報は、専ら市の内部管理に係る事務に関するものであるから、個人情報取扱事務の届出や開示、訂正、利用停止請求等に関する規定を適用しないものとする」としている。

(2) 実施機関の説明では、民生委員の職務について、民生委員法（以下「法」という。）第 14 条で「援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと」等とされており、また、法第 15 条で「民生委員は、その職務を遂行するに当っては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。」と規定されているとのことである。

一般に、「服務」とは組織内の者に要求される規律のことをいうものと考えられることから、民生委員が職務遂行上、遵守すべき規律は、民生委員の服務に関することであると認められる。

本件請求に係る個人情報は、申立人が行なった民生委員の職務遂行に関して市民から区役所に寄せられた記録のことであり、民生委員が職務遂行上、遵守すべき規律に関する記録ということができる。したがって、本件請求に係る個人情報は、民生委員の服務に関する個人情報と認められる。

(3) また、実施機関の説明では、法第 17 条に「民生委員は、その職務に関して、都道府県知事の指揮監督を受ける。」と規定され、指定都市である神戸市に関しては、法第 29 条に規定する指定都市の特例により、民生委員は神戸市長の指揮監督を受けるとしている。

市長と民生委員との間には、民生委員法上、職務遂行にあたって、規律が遵守されるように市長が指揮監督するという関係があることが認められる。

(4) 本件請求に係る個人情報は民生委員の服務に関する個人情報と認められ、また、市長と民生委員たる申立人との間には、民生委員の職務遂行上、規律が遵守されるように市長が指揮監督するという関係があることが認められることから、本件請求に係る個人情報は専ら市の内部管理に係る事務に関するものであり、条例第 35 条第 3 項の「市の職員の服務等に関する個人情報」に該当する。

(5) 以上のことから、本件決定は妥当であると判断した。